

厚生労働省



《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定） 平成26年4月10日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長</p> <p>租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策</p> <p>ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>    a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>    b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業</p> <p>「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの</li> <li>・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの</li> </ul> <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）（平成26年5月30日決定） 平成26年9月26日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：14の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した7の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：29件 (個別公共事業) 〈25年度新規採択:1件〉 〔表15-3-ア〕 〈26年度新規採択:28件〉 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	29	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	29	
	事業評価方式：51件 (研究開発) 〔表15-3-ウ〕	新規採択が妥当である	51	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映51件 〕	51	
	事業評価方式：29件 (規制) 〔表15-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	29	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	29	
	事業評価方式：19件 (租税特別措置等) 〔表15-3-オ〕	妥当である	19	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	19	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号) 〔表15-3-カ〕	実績評価方式：14件 (目標管理型の政策評価)	目標超過達成	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構 1件、定員 5件) 〕	14
		目標達成	11			
		進捗が大きくない	1			
		事業評価方式：7件 (継続事業) 〔表15-3-キ〕	継続が妥当である	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 6件 〕	7
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 〕	1	
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：6件 (個別公共事業(再評価)) 〈26年度予算に係る再評価:6件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当である	6 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	総合評価方式：6件 〔表15-3-ケ〕	取組を引き続き推進	6 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当である	4 評価結果を踏まえ、当該措置を存続することとした 【引き続き推進】
	事業評価方式：33件 (個別公共事業(再評価)) 〈25年度予算に係る再評価:1件〉 〔表15-3-サ〕 〈26年度予算に係る再評価:32件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当である	28 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
		休止又は中止が妥当である	5 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】
事業評価方式：430件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-ス〕	行政課題の解決に貢献している	430 今後同種の政策の企画立案や次期研究課題の実施に際し、反映する予定である	

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

## 表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 平成25年度に新規採択を要求している公共事業の1の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成25年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成25年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	水道水源開発等施設整備事業（1地区）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(1)参照。  
2 本表は平成25年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成26年度に新規採択を要求している公共事業の28の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-イ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成26年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（4地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（21地区）
3	水道水源開発施設整備事業（独立行政法人水資源機構）（3地区）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(2)参照。  
2 本表は平成26年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (3) 平成27年度予算概算要求を行う51の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月30日に「厚生労働省の平成27年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表15-3-ウ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費（51事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の29の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成26年4月24日、5月30日、6月27日、10月6日、10月8日、11月26日、平成27年3月4日、3月16日及び3月30日に「規制影響分析書」として公表。

表15-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
2	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2件）

3	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）等に係る労働者の健康障害防止のための規制強化
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「アレクチニブ」他4種の医薬品について）
5	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設
6	厚生労働省令で定める五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設
7	侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更
8	新たな類型の感染症に対する規制の創設
9	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
10	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例
11	基準に適合する一般事業主の認定
12	一般事業主行動計画の策定義務等
13	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく有害物質の指定（特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ化合物）
14	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
15	技能実習制度における監理団体の許可制の創設
16	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
17	外国人技能実習機構の創設
18	公共職業安定所における労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人不受理
19	若者の職業の選択に資する情報の提供
20	基準に適合する事業主の認定
21	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例
22	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
23	キャリアコンサルタント試験の創設及び試験事務を担うための登録法人制度の創設
24	キャリアコンサルタントの登録制度の創設及び登録事務を担うための指定法人制度の創設
25	有資格者に対する守秘義務等の義務付け
26	キャリアコンサルタントの名称独占化
27	毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定並びに毒物及び劇物からの指定除外について）（2件）

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html))の表15-4-(4)参照。

2 表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る19政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置
2	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設
3	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長
4	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
5	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
6	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
7	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置
8	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長



17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(5)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、14の施策目標について評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「実績評価書」として公表。

表15-3-カ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	医療従事者の資質の向上を図ること（施策目標Ⅰ-2-2）	目標達成	引き続き推進
2	政策医療を向上・均てん化させること（施策目標Ⅰ-4-1）	目標超過達成	引き続き推進
3	適正な移植医療を推進すること（施策目標Ⅰ-5-3）	目標達成	引き続き推進
4	医薬品の適正使用を推進すること（施策目標Ⅰ-6-3）	目標達成	引き続き推進
5	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること（施策目標Ⅰ-10-2）	目標達成	引き続き推進
6	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ-2-1）	目標達成	引き続き推進
7	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（施策目標Ⅲ-4-2）	進展が大きくない	引き続き推進
8	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ-1-1）	目標達成	引き続き推進
9	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと（施策目標Ⅴ-2-2）	目標達成	引き続き推進
10	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（施策目標Ⅵ-2-2）	目標達成	引き続き推進
11	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること（施策目標Ⅵ-4-1）	目標達成	引き続き推進
12	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること（施策目標Ⅶ-4-2）	目標達成	引き続き推進
13	企業年金等の健全な育成を図ること（施策目標Ⅸ-1-3）	目標達成	引き続き推進
14	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること（施策目標Ⅺ-1-1）	目標超過達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成22年度に事業評価（事前評価）を実施した23年度予算概算要求に係る新規事業のうち、26年度における継続事業7事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度事業評価書（事後）」として公表。

表 15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地域医療支援センター運営事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療情報データベース基盤整備事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	働く世代への大腸がん検診推進事業	継続が妥当である	引き続き推進
4	職場における受動喫煙防止対策事業	継続が妥当である	引き続き推進
5	職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業	継続が妥当である	引き続き推進
6	実践的な職業能力開発支援の実施事業	継続が妥当である	引き続き推進
7	両立支援に関する雇用管理改善事業	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(7)参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度成果重視事業評価書」として公表。

表 15-3-ク 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、6政策について評価を実施し、平成26年9月26日に「平成26年度総合評価書」として公表。

表 15-3-ケ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表15-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬にかかる非課税措置	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	継続が妥当である	引き続き推進
3	特定の医療法人の法人税率の特例	継続が妥当である	引き続き推進
4	特定の協同組合等の法人税率の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html))の表15-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成25年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中(10年経過以降は原則5年経過ごと)の公共事業の1実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成25年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価(平成25年度予算))

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	水道水源開発等施設整備事業(1地区)	継続が妥当である	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html))の表15-4-(11)参照。

2 本表は平成25年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成26年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中(10年経過以降は原則5年経過ごと)の公共事業の38実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-シ 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価(平成26年度予算))

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業(18地区)	継続が妥当である(15地区) 休止又は中止が妥当である(3地区)	引き続き推進 15地区 中止 3地区
2	水道水源開発等施設整備事業(17地区)	継続が妥当である(15地区) 休止又は中止が妥当である(2地区)	引き続き推進 15地区 休止 1地区 中止 1地区
3	水道水源開発施設整備事業(独立行政法人水資源機構)(3地区)	継続が妥当である(3地区)	引き続き推進 3地区

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html))の表15-4-(12)参照。

2 本表は平成26年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (8) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に終了した 430 研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 30 日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 15-3-ス 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）

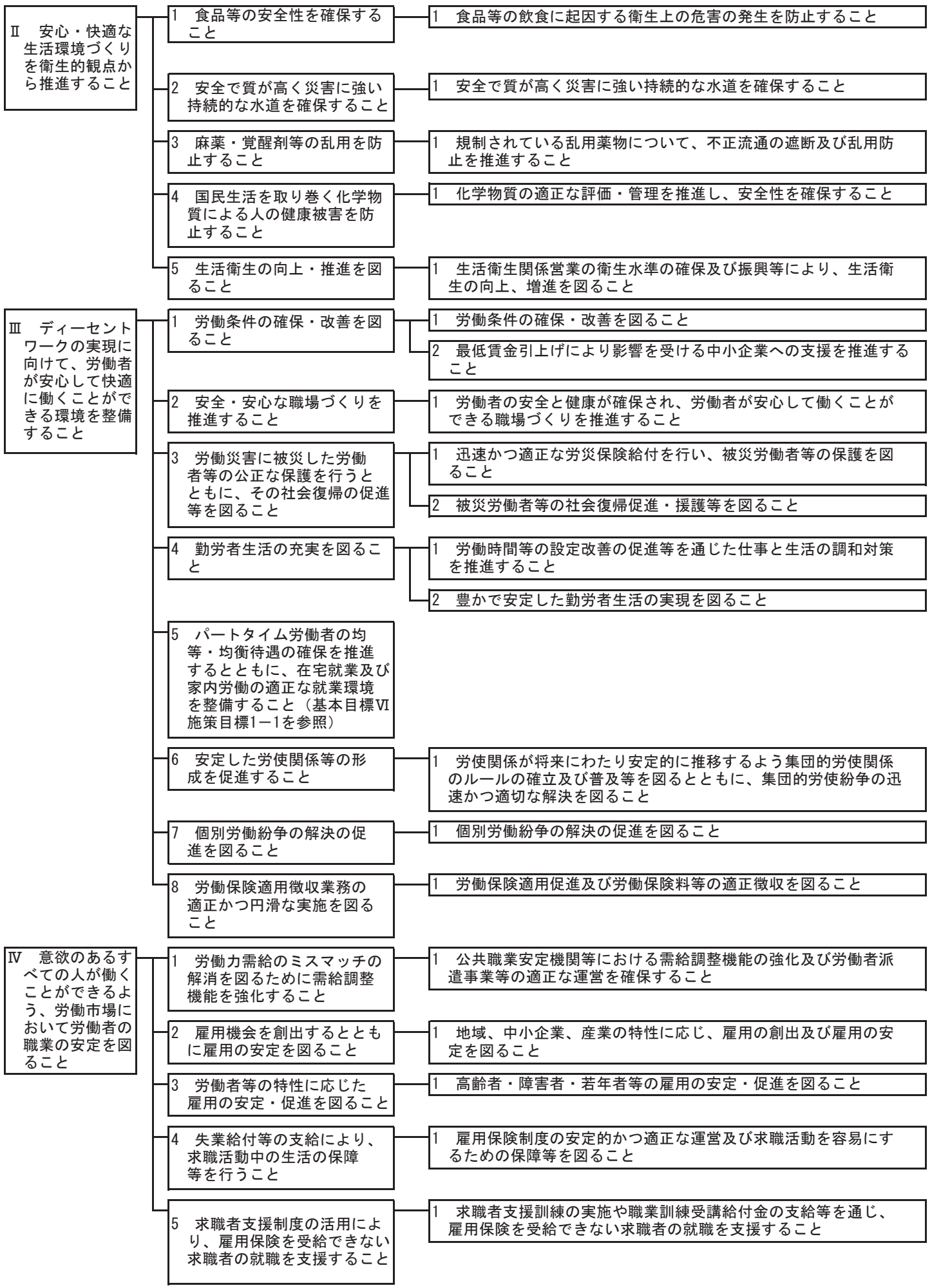
No.	評価対象政策		政策評価の結果
1	I 行政政策研究分野	行政政策研究事業（22 課題）	行政課題の解決に貢献している
2		厚生労働科学特別研究事業（16 課題）	
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究事業（26 課題）	
4		臨床応用基盤研究事業（6 課題）	
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（1 課題）	
6		第 3 次対がん総合戦略研究事業・がん臨床研究事業（78 課題）	
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業（130 課題）	
8		長寿・障害総合研究事業（23 課題）	
9		感染症対策総合研究事業（37 課題）	
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進研究事業（33 課題）	
11		労働安全衛生総合研究事業（3 課題）	
12		食品医薬品等リスク分析研究事業（25 課題）	
13		健康安全・危機管理対策総合研究事業（7 課題）	
14	VI 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（23 課題）	

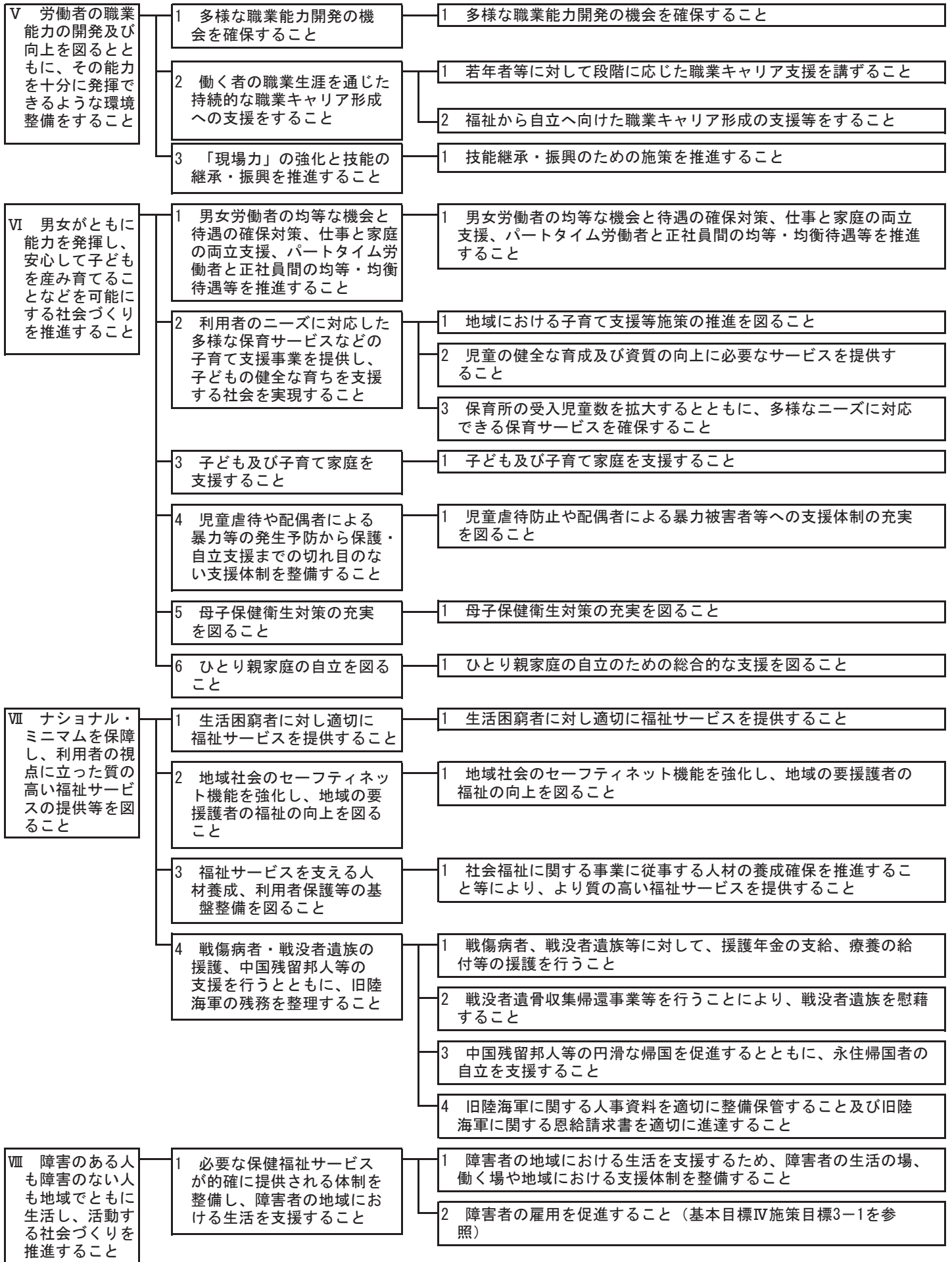
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表 15-4-(13) 参照。

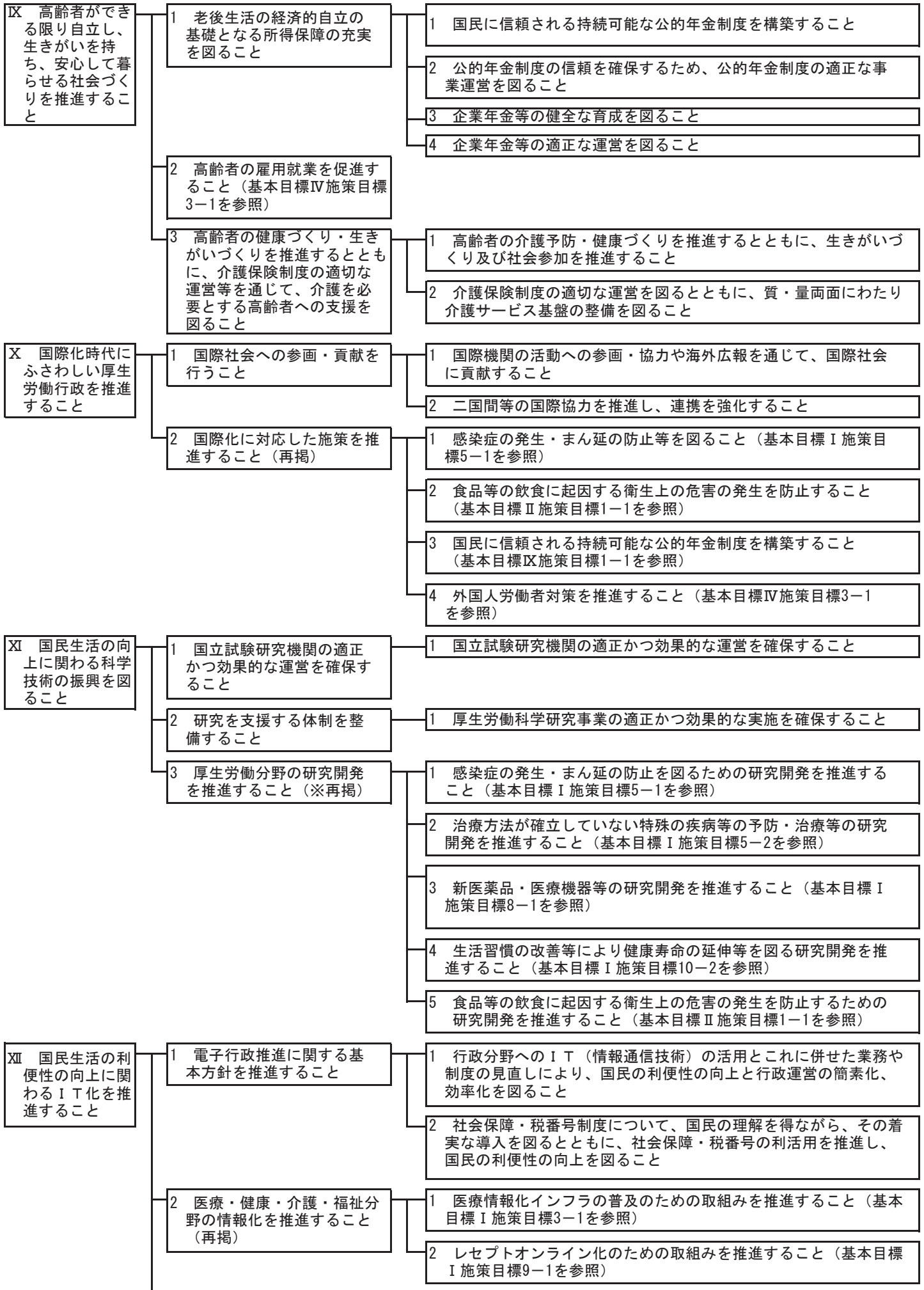
## 政策体系（厚生労働省）

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

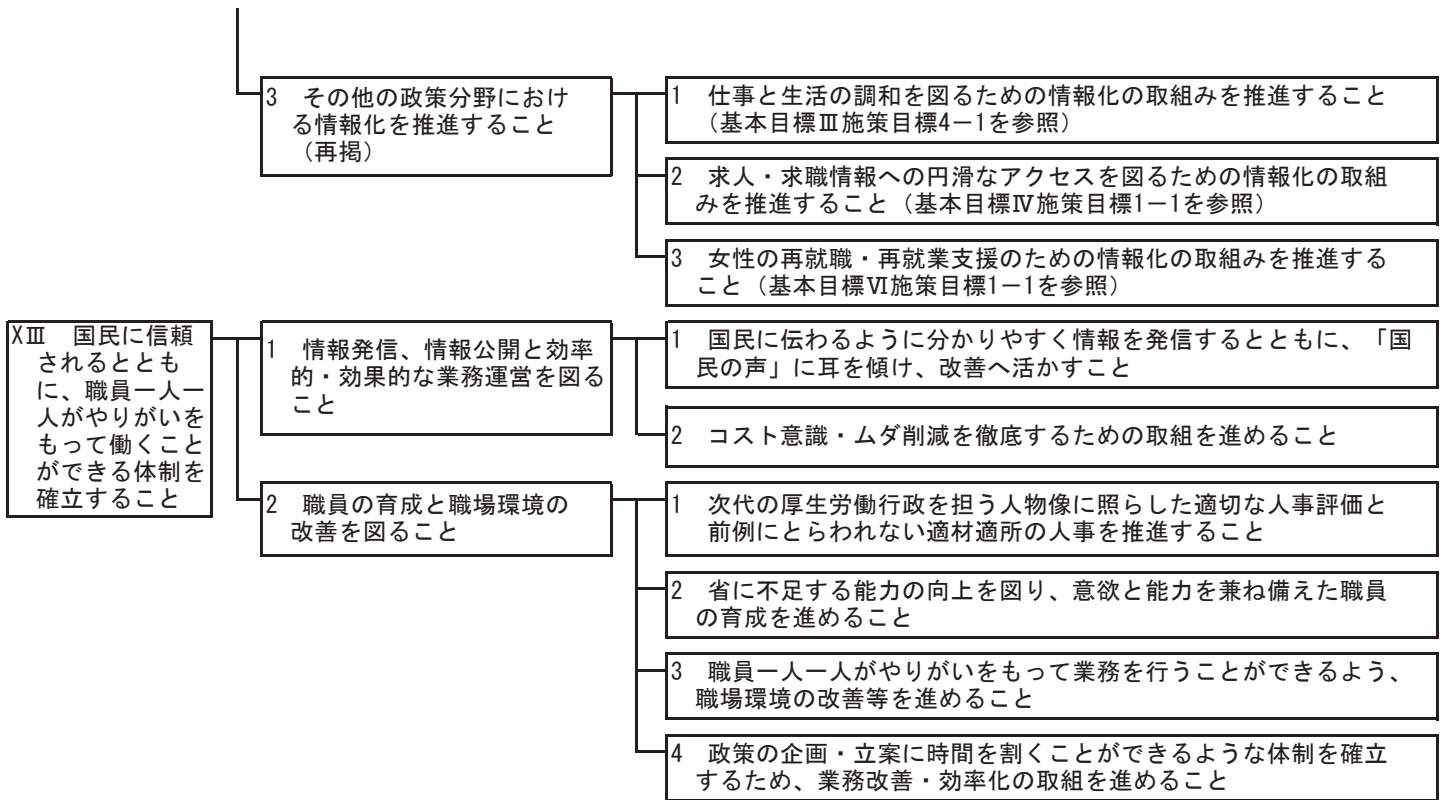
基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること











(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h26/index.html>) 参照

